

目次

第一章	通則(第一条―第二十一条)
第二章	懲戒請求者の異議の申出及び審査(第二十二条―第五十五条)
第三章	連合会の調査の請求及び調査(第五十六条―第八十二条)
第四章	綱紀審査会の調査の嘱託及び調査(第八十三条―第八十五条)
第五章	補則(第八十六条)

附則

第一章 通則

(目的)

第一条 この規程は、共同法人会員基本規程(会規第百五号)第二十八条の規定に基づき、弁護士・外国法事務弁護士共同法人(弁護士法人から種類の変更により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となった者を含む。以下「共同法人」という。)の懲戒に関する綱紀委員会の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

二 連合会 日本弁護士連合会をいう。

三 綱紀委員会 連合会の綱紀委員会をいう(第五条第一号、第十九条第七項第五号及び第二十条第五項第五号を除く。)

四 懲戒委員会 連合会の懲戒委員会をいう(第二十二条、第二十九条、第三十四条第二項及び第五十四条第三項を除く。)

五 対象共同法人 審査又は調査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された共同法人をいう。

六 原弁護士会 異議申出人が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

(綱紀委員会の招集)

第三条 綱紀委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

2 綱紀委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(出席の方法等)

第四条 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により綱紀委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「通信システム」という。)によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所(以下「弁護士会等」という。)から綱紀委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査、調査及び議決に加わることができない。

(除斥)

第五条 委員及び予備委員は、次に掲げる事案の審査又は調査から除斥される。

- 一 弁護士会の綱紀委員会において関与した事案
- 二 自己に関する事案
- 三 配偶者、四親等内の親族若しくは同居の親族又はこれらの者であった者に関する事案
- 四 代理人又は補佐人として関与し、又は関与することとなる事案
- 五 自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人となっている者に関する事案
- 六 自己又は第三号に掲げる者が社員又は使用人である弁護士又は外国法事務弁護士となっている共同法人に関する事案

(忌避)

第六条 委員又は委員を代理する予備委員について審査又は調査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象共同法人は、忌避の申立てをすることができる。

2 綱紀委員会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第七条 委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(調査員)

第八条 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第五十七号）第七条の調査員は、この規程に基づく共同法人の懲戒に関する綱紀委員会の手続についても、次に掲げる事務を行う。

- 一 事案の調査
- 二 共同法人に係る懲戒の手続に関する調査研究
- 三 前二号に掲げるもののほか、綱紀委員会が必要と認めた事項
- 2 調査員は、前項第一号の調査に当たって、委員長の求めにより、綱紀委員会、審査期日又は調査期日に出席しなければならぬ。この場合においては、第四条第一項の規定を準用する。
- 3 調査員は、審査期日又は調査期日において、自ら審査若しくは調査をし、又は意見を述べることはできない。
- 4 調査員は、委員長の求めに応じて調査の結果を綱紀委員会に報告しなければならない。
- 5 前三条の規定は、調査員について準用する。

(書記)

第九条 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第八条の書記は、この規程に基づく共同法人の懲戒に関する綱紀委員会の手続についても、委員長の命を受けて、審査又は調査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

2 第五条から第七条までの規定は、書記について準用する。

(秘密の保持)

第十条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は、綱紀委員会の審査及び調査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(綱紀委員会の議事の非公開)

第十一条 綱紀委員会の議事は、公開しない。

(部会)

第十二条 委員長は、部会を置くときは、一の部会について、弁護士である委員の中から四人以上、裁判官、検察官及び学識経験者である委員の中から各一人の部会員を指名する。

- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 部会は、部会長に事故があるときに部会長の職務を行う部会員の順序をあらかじめ定める。
- 4 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長が選任される前においては、委員長が招集する。
- 5 綱紀委員会は、その定めるところにより、この規程に基づいて綱紀委員会が行う審査又は調査を部会に行わせることができる。
- 6 部会が審査又は調査をした事案については、綱紀委員会の定めるところにより、部会の議決をもって綱紀委員会の議決とすることができる。
- 7 第三条第二項、第四条から第七条まで、第八条第二項から第五項まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第三十条から第四十七条まで、第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条第三項、第五十八条から第七十八条まで及び第八十条の規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 8 部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(議事録)

第十三条 綱紀委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならぬ。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則で定める。

(文書の送達)

- 第十四条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。
- 2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があったものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十五条 弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(共同法人等に対する文書の送達等)

第十六条 対象共同法人及びその他の共同法人並びに弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は綱紀

委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 対象共同法人及びその他の共同法人並びに弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3 前二項の場合を除き、対象共同法人及びその他の共同法人並びに弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。
(準用)

第十七条 第十五条の規定は外国法事務弁護士に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は外国法事務弁護士法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

(共同法人の変更等の届出)
第十八条 対象共同法人は、共同法人会員基本規程第十一条から第十五条までの規定による届出をするときは、その旨を綱紀委員会に届け出なければならない。

(代理人)

第十九条 対象共同法人は、弁護士、弁護士法人又は共同法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下この条及び次条において同じ。)、事務所及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

3 代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人(弁護士法人又は共同法人にあつては、一弁護士法人又は一共同法人をもって一人とする。)以上あるときは、そのうちの一人の弁護士、弁護士法人又は共同法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象共同法人が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象共同法人は、代理人を選任し、又は主任代理人を指定したときは、その氏名又は名称、事務所(弁護士法人又は共同法人にあつては、主たる法律事務所の名称及び所在場所)及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出なければならない。代理人を解任したとき、主任代理人を変更したときその他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員

二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 前号に掲げる者のいづれかとして当該事案の審査又は調査に関与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員のいづれかとして当該事案の調査に関与した者
(補佐人)

第二十条 対象共同法人は、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人を補佐人に選任することができる。

2 外国法事務弁護士法人又は共同法人が補佐人に選任された場合には、当該外国法事務弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である外国法事務弁護士の中から補佐人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務所及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出なければならない。補佐人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

3 補佐人は、対象共同法人の社員又は対象共同法人の代理人と共に、綱紀委員会の審査期日又は調査期日に出席して、これらを補助することができる。補佐人の陳述は、対象共同法人の社員又は対象共同法人の代理人が直ちに取り消し、又は更正しない限り、対象共同法人の社員の陳述とみなす。

4 対象共同法人は、補佐人を選任したときは、その氏名又は名称、事務所(外国法事務弁護士法人又は共同法人にあつては、主たる事務所の名称及び所在場所)及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出なければならない。補佐人を解任したときその他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる者は、補佐人となることができない。

一 連合会の事務総長、事務次長その他の職員

二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 前号に掲げる者のいづれかとして当該事案の審査又は調査に関与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員のいづれかとして当該事案の調査に関与した者
(費用の負担)

第二十一条 連合会は、綱紀委員会の審査又は調査に要した費用の全部又は一部を、対象共同法人に負担させること

ができる。ただし、対象共同法人が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により対象共同法人に費用を負担させるときは、あらかじめ綱紀委員会の意見を聴かなければならない。

第二章 懲戒請求者の異議の申出及び審査

(異議の申出の方式)

第二十二條 外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六十四条第一項の規定による異議の申出（原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない事案に限る。）は、異議申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

(異議申出書の記載事項)

第二十三條 異議申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 異議の申出の対象となる共同法人の名称、主たる法律事務所の名称及び所在場所並びに原弁護士会の名称
- 三 懲戒の請求をした年月日
- 四 原弁護士会から懲戒しない旨の通知を受けたときは、その年月日
- 五 異議の申出の趣旨及び理由
- 六 共同法人会員基本規程第三十二条第二項の規定による教示の有無及びその内容
- 七 異議の申出の年月日

2 異議申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、異議申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。

3 異議申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を提出しなければならない。

(異議申出人代表)

第二十四條 複数の懲戒請求者が共同して異議の申出をしたときは、全員の協議により異議申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、綱紀委員会に、異議申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならず。異議申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。

2 前項の規定による異議申出人代表の届出がないときは、綱紀委員会は、異議申出人代表一人を指定することができる。異議申出人代表を解任した旨の届出があつた場合において、新たに異議申出人代表の届出がないときも、同様とする。

3 前二項の規定により、異議申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、異議申出人に対する文書の送付及び通知は、異議申出人代表に宛ててすれば足りる。

(異議申出期間の特例)

第二十五條 外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条第二項に規定する期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる行政機関の休日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期間の末日とみなす。

(異議申出期間後の異議の申出)

第二十六條 異議の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条第二項に規定する期間の経過後もすることができる。

2 前項の規定による異議の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に行ななければならない。

(誤った教示による異議の申出)

第二十七條 弁護士会は、誤って弁護士会に異議を申し出ることができる旨教示した場合において、弁護士会に異議の申出がなされたときは、速やかに、異議申出書を連合会に送付し、かつ、異議申出人にその旨を通知しなければならない。この場合においては、弁護士会に異議の申出がされた時に、連合会に異議の申出がなされたものとみなす。

2 弁護士会が誤って外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条第二項に規定する期間よりも長い期間を異議の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に異議の申出がなされたときは、当該異議の申出は、同項に規定する期間内になされたものとみなす。

(弁護士会に対する記録の提出請求)

第二十八條 連合会は、異議の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなければならない。

(綱紀委員会に対する審査の請求)

第二十九條 連合会は、異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていないものである

ときは、速やかに、綱紀委員会に異議の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第三十条 連合会は、綱紀委員会に異議の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象共同法人に送達し、

原弁護士会及び異議申出人に送付しなければならない。

2 対象共同法人に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀委員会に異議の審査を求めたこと。

二 異議申出の内容(異議申出書の副本又は謄本を添付することをもって代えることができる。)

三 綱紀委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならないこと。

四 第十九条第一項の規定により代理人の選任ができること。

五 第二十条第一項の規定により補佐人の選任ができること。

六 第三十八条第二項に規定する公開の請求ができること。

七 第四十条第一項の規定により証拠となる書類等の提出ができること。

八 第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十七条第

一項に規定する申立てができること。

九 第四十九条第一項の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 異議申出人に対する審査開始通知書には、第二項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。

(補正及び補正しない場合等の議決)

第三十一条 綱紀委員会は、異議の申出が外国弁護士法律事務所取扱法又は連合会の会則若しくは会規に規定する手続

に違反するときは、期間を定めて、異議申出人にその補正を求めることができる。

2 綱紀委員会は、異議申出人が前項の補正をしないとき、又はその手続の違反が補正できないものであるときは、

異議の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(手続の併合又は分離)

第三十二条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象共同法人の意見を聴き、数個の異議の審査を併合し、又は分離

することができる。

(審査期間)

第三十三条 綱紀委員会は、異議の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。た

だし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(審査期日)

第三十四条 綱紀委員会は、異議を審査するため、審査期日を定めることができる。

2 綱紀委員会は、審査期日における審査をした後でなければ、外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条において準用

する弁護士法第六十四条の二第二項の規定により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認め

る旨の議決をすることができる。

3 綱紀委員会は、第一項の規定により審査期日を定めたときは、その日時及び場所を、対象共同法人又は代理人に

通知しなければならない。ただし、審査期日に出席した者には、次の審査期日を告知することをもって足りる。

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を發して行わなければならない。

(審査期日における委員の出席の方法等)

第三十五条 第四条の規定にかかわらず、委員は、対象共同法人(第三十二条の規定により他の異議の審査を併合す

るときは、当該審査に付された対象者を含む。)が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から

審査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ

委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査

に加わることができない。

(対象共同法人の社員の出席等)

第三十六条 対象共同法人の社員は、綱紀委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならない。ただし、

特別の事情があるときは、委員長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象共同法人の社員は、審査期日に出席することができる。

3 綱紀委員会は、対象共同法人の社員及び代理人が共に審査期日に出席しない場合であっても、審査期日を開き、

又は審査を終結することができる。

(審査期日における対象共同法人の社員の出席の方法等)

第三十七条 前条第一項(第四十二条第一項の規定により対象共同法人の社員を審尋する場合を含む。)及び第二項

の場合において、対象共同法人の社員並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審

査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審査期日に出

席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第三十二条の規定により他の異

議の審査を併合する場合であつて、当該審査に付された対象者が同意しないときは、この限りでない。

(審査期日の非公開)

第三十八条 審査期日は、公開しない。

2 対象共同法人の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第四十二条第一項に規定する対象共同法人の社員を審尋する審査期日を公開する。ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

3 網紀委員会は、審査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(審査期日調査)

第三十九条 審査期日における審査の経過については、審査期日調査を作成し、規則で定めるところにより、審査期日における審査に関する重要な事項を記載しなければならない。

(対象共同法人の証拠書類等の提出)

第四十条 対象共同法人は、証拠となる書類、物及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提出することができる。ただし、網紀委員会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象共同法人は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならぬ。

(関係人等の資料の提出)

第四十一条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象共同法人の社員の審尋等)

第四十二条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、対象共同法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象共同法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(異議申出人等の審尋)

第四十三条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、異議申出人(異議申出人が官公署又は公私の団体である場合には、その代表者)又は関係人を審尋することができる。

2 対象共同法人の社員並びに代理人及び補佐人は、前項の場合において、異議申出人又は関係人に対して質問することができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である異議申出人又は関係人は、網紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合において、異議申出人又は関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによつて弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象共同法人(第三十二条の規定により他の異議の審査を併合するときは、当該審査に付された対象者を含む。)が同意したときに限り、これを許可することができる。

(審査期日調査への引用)

第四十四条 網紀委員会は、必要と認めて審査期日における供述を速記者に速記させ、又は録音装置を使用して録音したときは、その速記録又は録音を反訳した書面を引用添付して審査期日調査の一部とすることができる。

(物件の提出)

第四十五条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、書類その他の物件の所持人にその物件の提出を求めることができる。

(鑑定)

第四十六条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象共同法人は、忌避の申立てをすることができる。

3 網紀委員会は、第一項の規定により鑑定を嘱託した場合において必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第四十七条 網紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、場所又は物

について検証をすることができる。

2 網紀委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を対象共同法人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(原弁護士会の意見陳述)

第四十八条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 網紀委員会は、前項の書面の写しを、対象共同法人及び異議申出人に送付しなければならない。

(記録の閲覧等)

第四十九条 対象共同法人、代理人及び補佐人並びに原弁護士会は、その事案の審査期日調査並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧(電磁的記録にあつては、電子計算機の映像面に表示されたものの閲覧。以下同じ。)をし、かつ、謄写(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の謄写。以下同じ。)をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

2 網紀委員会は、相当と認めるときは、異議申出人についても、前項の規定の例により、閲覧又は謄写を許すことができる。

(主査委員による調査)

第五十条 網紀委員会は、必要があるときは、委員の一人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 主査委員は、異議の審査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをすることができる。

3 前項の規定による調査の結果は、網紀委員会に頭出ししなければならない。

4 第八条第一項から第四項まで、第三十四条第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条から第四十七条までの規定は、主査委員による調査について準用する。この場合において、これらの規定(第八条第二項中「網紀委員会」とある部分を除く。)中「網紀委員会」とあり、及び「委員長」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

(請求外案の報告)

第五十一条 網紀委員会は、異議の審査を開始した後、対象共同法人について、当該事案以外に外国弁護士法律事務所取扱法第九十二条第一項の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。

2 連合会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨及び当該事由を原弁護士会に通知しなければならない。

(議決及び報告)

第五十二条 網紀委員会は、審査を終結したときは、速やかに、異議の申出について議決を行う。

2 網紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

3 前項の議決書には、委員長が署名押印する。

(異議の申出の取下げ)

第五十三条 異議申出人は、連合会が異議の申出につき次条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 異議の申出の取下げは、書面で行わなければならない。

3 網紀委員会は、異議の申出の取下げがあつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 網紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、書面をもってその旨を連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の規定による報告があつたときは、対象共同法人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象共同法人に対する前項の規定による通知は、第十四条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の決定等)

第五十四条 連合会は、網紀委員会が異議の申出を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければならない。

2 連合会は、網紀委員会が異議の申出に理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を棄却する決定をしなければならない。

3 連合会は、網紀委員会が異議の申出につき原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした対象共同法人を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

4 連合会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、網紀委員会がその異議の申出に理由があると認める旨の議決をしたときは、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象共同法人を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

(連合会の決定等の通知)

第五十五条 連合会は、前条に規定する決定等をしたときは、速やかに、対象共同法人、異議申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 対象共同法人及び異議申出人に対する前項の規定による通知は、第十四条に規定する文書の送達によって行う。

3 異議申出人に対する前条第一項又は第二項に係る第一項の規定による通知に当たっては、通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、連合会に対して外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条の第三第一項に規定する綱紀審査の申出ができる旨を教示しなければならない。

第三章 連合会の調査の請求及び調査

(調査の開始)

第五十六条 連合会は、共同法人について懲戒の事由があると思料するときは、外国弁護士法律事務所取扱法第九十四条第二項において準用する弁護士法第六十条第二項の規定により綱紀委員会にその事案の調査を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により事案の調査を求めるときは、綱紀委員会に次に掲げる事項を記載した調査請求書を提出しなければならない。

- 一 調査の対象となる共同法人の名称、主たる法律事務所の名称及び所在場所並びに所属弁護士会の名称
- 二 調査を求めめる事案
- 三 調査を求めめる年月日

(調査開始の通知)

第五十七条 連合会は、綱紀委員会に事案の調査を求めたときは、速やかに、調査開始通知書を対象共同法人に送達し、対象共同法人の所属弁護士会に送付しなければならない。

2 対象共同法人に対する調査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 綱紀委員会に事案の調査を求めたこと。
- 二 調査を求めた事案（調査請求書の謄本を添付することをもって代えることができる。）
- 三 綱紀委員会から出席を求められた調査期日に出席しなければならないこと。
- 四 第十九条第一項の規定により代理人の選任ができること。
- 五 第二十条第一項の規定により補佐人の選任ができること。
- 六 第六十六条第二項に規定する公開の請求ができること。
- 七 第六十八条第一項の規定により証拠となる書類等の提出ができること。
- 八 第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項に規定する申立てができること。
- 九 第七十七条の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 対象共同法人の所属弁護士会に対する調査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

(手続の併合又は分離)

第五十八条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象共同法人の意見を聴き、数個の事案の調査又は事案の調査と異議の審査とを併合し、又は分離することができる。

(調査期間)

第五十九条 綱紀委員会は、事案の調査を求められたときは、六か月以内に調査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(弁明等)

第六十条 綱紀委員会は、事案の調査に当たっては、対象共同法人に対し、弁明その他陳述の機会を与えなければならない。

2 綱紀委員会は、連合会から事案の調査を求められたときは、原則として一か月以内に、対象共同法人の弁明を聴取し、又は弁明書の提出を求めるとする。

(調査期日)

第六十一条 綱紀委員会は、事案を調査するため、調査期日を定めなければならない。

2 綱紀委員会は、前項の規定により調査期日を定めたときは、その日時及び場所を、対象共同法人又は代理人に通知しなければならない。ただし、調査期日に出席した者には、次の調査期日を告知することをもって足りる。

3 最初の調査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(調査期日における委員の出席の方法等)

第六十二条 第四条の規定にかかわらず、委員は、対象共同法人（第五十八条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合するときは、当該調査又は審査に付された対象者を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から調査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法

については、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、調査に加わることができない。

(調査期日外の調査)

第六十三条 綱紀委員会は、調査期日外においても、第七十八条第二項の規定による調査をすることができる。

2 前項の規定による調査の結果は、綱紀委員会に顕出しなければならない。

(対象共同法人の社員の出席等)

第六十四条 対象共同法人の社員は、綱紀委員会から出席を求められた調査期日に出席しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象共同法人の社員は、調査期日に出席することができる。

3 綱紀委員会は、対象共同法人の社員及び代理人が共に調査期日に出席しない場合であっても、調査期日を開き、又は調査を終結することができる。

(調査期日における対象共同法人の社員の出席の方法等)

第六十五条 前条第一項(第七十条第一項の規定により対象共同法人の社員を審尋する場合を含む。)及び第二項の場合において、対象共同法人の社員並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により調査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から調査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第五十八条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合する場合であつて、当該調査又は審査に付された対象者が同意しないときは、この限りでない。

(調査期日の非公開)

第六十六条 調査期日は、公開しない。

2 対象共同法人の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第七十条第一項に規定する対象共同法人の社員を審尋する調査期日を公開する。ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

3 綱紀委員会は、調査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(調査期日調査)

第六十七条 調査期日における調査の経過については、調査期日調査を作成し、規則で定めるところにより、調査期日における調査に関する重要な事項を記載しなければならない。

(対象共同法人の証拠書類等の提出)

第六十八条 対象共同法人は、証拠となる書類、物及び電磁的記録を提出することができる。ただし、綱紀委員会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象共同法人は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならぬ。

(関係人等の資料の提出)

第六十九条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象共同法人の社員の審尋等)

第七十条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、対象共同法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象共同法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(関係人の審尋)

第七十一条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象共同法人の社員並びに代理人及び補佐人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象共同法人(第五十八条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合するときは、当該調査又は審査に付された対象者を含む。)が同意したときに限り、これを許可することができる。

(供述録取書)

第七十二条 網紀委員会は、対象共同法人の社員その他関係人の供述を録取して、供述録取書を作成することができる。

2 前項の規定により供述を録取した委員は、供述録取書に署名押印しなければならない。

(調査期日調書及び供述録取書への引用)

第七十三条 網紀委員会は、必要と認めて調査期日における供述を速記者に速記させ、又は録音装置を使用して録音したときは、その速記録又は録音を反訳した書面を引用添付して調査期日調書又は供述録取書の一部とすることができる。

(物件の提出)

第七十四条 網紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、書類その他の物件の所持人にその物件の提出を求めることができる。

(鑑定)

第七十五条 網紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象共同法人は、忌避の申立てをすることができる。

3 網紀委員会は、第一項の規定により鑑定を嘱託した場合において必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第七十六条 網紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象共同法人の申立てにより、又は職権で、場所又は物について検証をすることができる。

2 網紀委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を対象共同法人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(記録の閲覧等)

第七十七条 対象共同法人、代理人及び補佐人は、その事案の調査期日調書並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧をし、かつ、謄写をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

(主査委員による調査)

第七十八条 網紀委員会は、必要があるときは、委員の一人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 網紀委員会は、主査委員に命じて事案の調査をさせることができる。

3 主査委員は、事案の調査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをすることができる。

4 第八条第一項から第四項まで、第六十一条及び第六十四条から第七十六条までの規定は、主査委員による調査について準用する。この場合において、これらの規定(第八条第二項中「網紀委員会」とある部分を除く。)中「網紀委員会」とあり、「委員長」とあり、及び「委員」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

(請求外事案の報告)

第七十九条 網紀委員会は、事案の調査を開始した後、対象共同法人について、当該事案以外に外国弁護士法律事務所取扱法第九十二条第一項の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。

(議決及び報告)

第八十条 網紀委員会は、調査を終結したときは、速やかに、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるか否かについて議決をしなければならない。

2 網紀委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

3 前項の議決書には、委員長が署名押印する。

(連合会の決定等)

第八十一条 連合会は、網紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

2 連合会は、網紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をしたときは、速やかに、対象共同法人を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

(連合会の決定等の通知)

第八十二条 連合会は、前条第一項の規定により懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、対象共同法人及び対象共同法人の所屬弁護士会に、議決書の謄本を添付して、その旨及び事案の内容を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、前条第二項の規定により対象共同法人を懲戒しない旨の決定をしたときは、速やかに、対象共同法人

及び対象共同法人の所属弁護士会に、議決書の謄本を添付して、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 対象共同法人に対する前二項の規定による通知は、第十四条に規定する文書の送達によつて行う。

第四章 綱紀審査会の調査の嘱託及び調査

(綱紀審査会の調査嘱託による調査)

第八十三条 綱紀委員会は、綱紀審査会から綱紀審査に関し必要な調査を嘱託されたときは、嘱託された事項につき調査する。

(指名委員による調査)

第八十四条 委員長は、一人又は数人の委員を指名して、前条に規定する調査をさせることができる。

2 前項の規定により指名を受けた委員は、嘱託された事項を調査し、その結果を綱紀委員会に顕出しなければならない。

(調査結果の報告)

第八十五条 綱紀委員会は、速やかに、嘱託された事項に関する調査の結果を綱紀審査会に報告しなければならない。

2 綱紀委員会は、前項の規定による報告に、資料を添付することができる。

第五章 補則

(細則)

第八十六条 綱紀委員会は、この規程に定めるもののほか、これを実施するために必要な事項を細則で定めることができる。

附 則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。